

外国人材のキャリアチェーン構築に係る制度の現状と今後の取組み

		国内		海外（教育・就労）	
		留学（■：現在の制度・取組、□：今後の取組予定）	就労（■：現在の制度・取組み、□：今後の取組予定）	（■：現在の制度・取組、□：今後の取組予定）	
高度 マネジ メント	分野 横断	<ul style="list-style-type: none"> 日本の大学等への留学 ⇒■国内教育機関と海外トップスクールとの連携 例) 東京大学とRCAによるデザインラボの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■高度人材ポイント制（出入国管理上の優遇措置） ⇒□高度外国人材を呼び込むための制度改正 <ul style="list-style-type: none"> - 「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設検討（永住許可申請に要する在留期間短縮） - トップ大学卒業者に対する加算等、新たな加算措置を検討 等 		
	コンテン ツ	<ul style="list-style-type: none"> 日本の専門学校等への留学 ⇒■認可外校による留学生受入を可能とする体制整備 	<p>《コンテンツ制作》【在留資格：技術・人文知識・国際業務】</p> <p>(例) ○就労可能：専門学校を卒業し専門士の称号を付与された者であって、キャラクターデザイン、原画・絵コンテ作成（主体的な創作活動）に従事</p> <p>×就労不可：色付け作業等の補助業務（主体的な創作活動を伴わない業務）に従事</p> <p>(留学 → 就労)</p> <p>□コンテンツ企業における留学生の就労に関するガイドライン策定中</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツスクール等での教育 ⇒■クールジャパン機構の出資による日本コンテンツのクリエイター育成スクール設立 	
	デザ イン・ ファッ ション 等	<ul style="list-style-type: none"> 日本の大学、専門学校等への留学 ⇒■認可外校による留学生受入を可能とする体制整備 ⇒□学位取得を可能とする取組支援 <ul style="list-style-type: none"> - 既存の大学・大学院で専門の学科設置 - 既存の専門学校等の専門職大学への移行 	<p>《デザイン、ファッション》【在留資格：技術・人文知識・国際業務】</p> <p>(例) ○就労可能：専門学校を卒業し専門士の称号を付与された者であって、専門学校で習得した知識を生かしてデザイナー、商品企画、海外広報（創作事業）に従事</p> <p>×就労不可：裁断・縫製（主体的な創作活動を伴わない業務）、専ら接客・販売に従事</p> <p>(留学 → 就労)</p> <p>□ファッション分野の各種学校や認可外校の卒業生の就労を可能となるよう経産省において検討中</p> <p>□デザイン・ファッション分野における留学生の就労に関するガイドライン策定中</p> <p>《理美容》×就労不可</p>	<p>□地域の固有の視点から事業審査等を行い、外国専門人材を受入れることを可能とする制度改正</p> <p>(国会審議中)</p>	
	食 (外食)	<ul style="list-style-type: none"> 日本の調理師学校等への留学 	<p>《料理人(日本料理)》【在留資格：特定活動】</p> <p>(留学 → 就労)</p> <p>■調理師学校卒業後に、国内の日本料理店で働きながら日本料理の技術習得可能（最長2年間）（※在留期間が5年以内とされるよう、農水省が法務省・厚労省と協議中）<i>[日本料理海外普及人材育成事業]</i></p> <p>(海外 → 就労) ※京都市のみ</p> <p>■海外レストラン等に勤務する外国人料理人が、業務の一環で、日本料理店で伝統料理の技術習得可能（最長5年間）<i>[特定伝統料理海外普及事業（総合特区制度）]</i></p> <p>《料理人(外国料理)》【在留資格：技能】</p> <p>(留学 → 就労) ×就労不可</p> <p>(海外 → 就労) ○10年以上の実務経験があれば就労可能</p> <p>《フロアスタッフ》×就労不可</p>		<ul style="list-style-type: none"> 日本料理に関する知識・技能の認定 ⇒■海外の外国人料理人で、日本料理の知識・技能が一定レベルに達した者を、民間団体等が自主的に認定する制度を創設（平成30年度までに1,000名以上の認定を目指す）<i>[日本料理の調理技能認定制度]</i>
	観 光	<ul style="list-style-type: none"> 日本の大学等への留学 	<p>《宿泊業》【在留資格：技術・人文知識・国際業務】</p> <p>(例) ○就労可能：本国において大学を卒業した者であって、本邦のホテルとの契約に基づき、日本人と同等額以上である月額約22万円の報酬を受けて、広報、企画立案、外国語を用いたフロント業務、外国人対応に従事</p> <p>×就労不可：専ら料理配膳、清掃に従事</p> <p>■宿泊施設における外国人就労に関するガイドライン策定</p>		
専 門・ 管 理 / 実 務					